

京都市告示第 470号

土壤汚染対策法第 11 条第 1 項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和 2 年 12 月 16 日

京都市長 門川 大作

1 土地の所在地

京都市右京区太秦小手角町 13 番, 13 番 4

京都市右京区太秦中堤町 3 番, 4 番, 5 番, 6 番, 7 番, 8 番, 21 番, 24 番,
29 番, 30 番, 31 番, 35 番, 36 番, 37 番, 38 番,
43 番 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物, ふっ素及びその化合物, 鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第 31 条第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)